

平成27年定例会

防災県土整備企業常任委員会説明資料

頁

◎ 所管事項説明

- | | | |
|---|------------------------------|----|
| 1 | 三重県新風水害対策行動計画（仮称）の策定状況について … | 1 |
| 2 | 三重県地域防災計画（風水害等対策編）の見直しについて … | 12 |
| 3 | 三重県石油コンビナート等防災計画の見直しについて …… | 20 |

○ 資 料

別冊1 三重県新風水害対策行動計画（仮称）（中間案・改訂版）

別冊2 三重県地域防災計画（風水害等対策編）（見直し案）第3部抜粋

平成27年2月10日

防災対策部

1 三重県新風水害対策行動計画（仮称）の策定状況について

1 策定状況

「三重県新風水害対策行動計画（仮称）」の策定については、平成26年12月の常任委員会で「素案」をお示しして以降、有識者による専門部会での検討等を経て、同月末に「中間案」をまとめるとともに、引き続き、「パブリックコメントによる意見募集」を実施するなど、検討を重ねているところです。

このたび、現在の策定状況について、「中間案・改訂版」として、再度、とりまとめを行いました。

(1) パブリックコメントの結果概要（資料1（3頁）参照）

平成26年12月25日（木）から平成27年1月23日（金）までの間、パブリックコメントによる意見募集を行ったところ、30件のご意見がありました。いただいたご意見をふまえ、本文を一部、加筆修正します。

(2) 中間案からの主な追記事項（別冊1参照）

中間案から、以下の追記等を行います。

① 「第2章 計画策定の背景～近年の災害事例から見えてきた課題～」を一部加筆

1月8日に、広島市「8.20豪雨災害における避難対策等検証部会」の最終報告が出されたため、その報告内容を反映します。

② 「第5章 課題解決に向けた重点的取組」を一部加筆

重点的取組4「『地域の組織力』を発揮できる防災人材を育成・活用するための対策」について、消防団と自主防災組織の充実・強化を図り、二つの組織が組織の力を真に発揮するための人づくりの新たな仕組みの構築にかかる記述を加筆します。

③ 有識者インタビュー記事、コラム記事の挿入

本計画に掲載した取組の目的や意義など、より深い理解の促進につながるよう、有識者から聴取したインタビュー記事や、過去の風水害の教訓等を紹介したコラム記事を挿入します。

【有識者インタビュー記事、コラム記事一覧】

(有識者インタビュー)			(コラム)		
1	草野 富士雄氏 (津地方気象台 台長)	68	1	伊勢湾台風～我が国における史上最大級の風水害～	16
2	新元 明生氏 (紀宝町 特別参与)	91	2	「風台風」に、「雨台風」……。台風はさまざまな表情を持つ	20
3	葛葉 泰久氏 (三重大学大学院生物資源学研究科 教授)	100	3	高潮はなぜ起こるの？	53
4	室崎 益輝氏 (公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 副理事長)	108	4	急な気温の変化は何かが起こる前の予兆と心にとどめる	55
5	新谷 琴江氏 (伊勢市消防団、みえ防災コーディネーター)	117	5	「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」による防災・減災対策の検討	90
6	多森 成子氏 (気象予報士、気象キャスター)	130	6	土砂災害から身を守るために～「三重県土砂災害情報提供システム」の活用～	99
7	奥野 幸司氏 (津市危機管理部 次長)	136	7	2階に避難して正解～分かっていたならもっと準備していたのに～	107
8	森 亨氏 (大台町総務課 特命監)	137	8	みえ防災・減災センターがめざすもの	116
9	川口 淳氏 (三重大学大学院工学研究科 准教授)	147	9	防災情報の入手先～平成 26 年度防災に関する県民意識調査から～	128
10	河北 冠氏 (三重県立南伊勢高等学校 校長)	171	10	避難行動の原則～避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインから～	129
11	松浦 信男氏 (万協製薬株式会社 代表取締役社長)	186	11	家庭での防災対策の状況～平成 26 年度防災に関する県民意識調査から～	146
12	高瀬 幸次郎氏 (地方独立行政法人三重県立総合医療センター 理事長・院長)	213	12	「いままで大丈夫だったから」は危ない	160
13	磯和 勅子氏 (三重大学医学部看護学科 教授)	232	13	前もって避難の方向を決めていた～山崩れに迷わず避難、命助かる～	161
14	若林 千枝子氏 (みえ災害ボランティア支援センター元事務局長)	237	14	地域に密着し、住民の安全・安心を守る各地域の消防団	167
15	河田 恵昭氏 (関西大学社会安全学部・社会安全研究センター 理事・センター長・教授)	むすびに	15	活発な活動を行っている自主防災組織の事例に学び、さらに交流を深める	168
			16	頭の中に要援護者名簿～すばやく一人暮らしのおとしよりの安否確認～	176
			17	雷が激しく鳴ったら大雨に注意	201
			18	避難所は恵まれた場所とは限らない～まず各家庭で、備えをしておこう～	231

2 今後の進め方

引き続き、有識者インタビューの追加や写真等の挿入、巻末の参考資料の作成など、誌面のさらなる充実を図ることにより、平成27年3月の公表に向けて、引き続き、策定作業を進めていきます。

三重県新風水害対策行動計画（仮称）（中間案）に対する
パブリックコメントの結果概要

1 意見募集期間

平成26年12月25日（木）～平成27年1月23日（金）

2 周知方法

- (1) 県政記者クラブへの資料提供
- (2) 三重県ホームページ（三重県、三重県防災対策部、三重の情報公開）への掲載
- (3) 市町及び防災関係機関あての意見照会
- (4) 防災企画・地域支援課及び三重県情報公開・個人情報総合窓口での配布

3 意見募集の結果

(1) 意見提出の方法

郵送	ファクシミリ	電子メール	合計
0	0	9	9

(2) 項目別延べ意見数（意見件数）

項 目	意見数
全体的な意見	6
第1章 計画策定の背景～近年の災害事例と国・県の取組～	6
第2章 計画策定の背景～近年の災害事例から見えてきた課題～	0
第3章 計画の基本的な考え方	0
第4章 計画の基本事項	0
第5章 課題解決に向けた重点的取組	15
第6章 行動計画	3
参考資料	0
その他	0
合 計	30

4 意見に対する対応

(1) 対応状況

項目	意見数
① 文章の修正、記述の追加等により、計画に反映するもの	5
② 既に計画に反映しているもの	8
③ 今後の施策や事業の実施において検討・対応するもの	7
④ 何らかの理由で、計画案に反映することが難しいもの	9
⑤ その他（質問、感想、個別事案、他制度への意見等）	1
合計	30

(2) 意見とその対応

(全体的な意見)

	意見概要	対応
1	土砂災害対策を充実していただきたい。	② 第5章において、「土砂災害危険箇所における土砂災害防止施設整備の推進」、「土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査の推進」等を「重点的取組2」に掲げています。ご意見をふまえ、土砂災害対策の推進に取り組んでいきます。
2	子どもたちへの防災教育の重要性とそれを教える教職員の教育の重要性や行動計画の記載が必要である。	② 第6章に、施策3「防災教育の推進」を設け、「防災ノート等の活用による防災教育の推進」、「教職員研修の充実」等の行動項目を掲げています。 ご意見をふまえ、引き続き、防災教育の推進に取り組んでいきます。
3	また、住民周知のための市町への支援も必要ではないか。	② 第6章に、施策14「市町防災力の向上に向けた支援」を設け、市町が取り組むハザードマップ（洪水・内水・土砂災害）の作成支援にかかる行動項目を掲げるなど、市町への支援に取り組んでいきます。 また、住民への防災啓発（周知）については、第5章の「重点的取組5」において、「風水害に関する防災啓発の推進」等の行動項目を掲げており、市町と連携して周知に努めていきます。

	意見概要	対応
4	<p>国から避難に関するガイドラインが示されたが、このガイドラインで示された避難の考え方について、県と市町が連携して住民周知を進める必要がある。</p>	<p>② 第5章の「重点的取組6」において、「市町における避難勧告等にかかる基準の整備・再点検の促進」という行動項目を掲げています。</p> <p>この取組を通じて、国から示されたガイドラインを活用し、市町に対して、避難勧告等にかかる基準の整備・再点検の実施を促していくとともに、毎年、「三重県市町等防災対策会議」を開催し、市町が避難勧告等を発令する際の参考となるような情報交換や実際の運用における対応検証等を行っていく旨、明記しているところです。</p>
5 6	<p>災害対策基本法の一部改正により、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者を「避難行動要支援者」としているが、中間案では、「災害時要援護者」という用語が多く用いられている。国の防災基本計画に沿った対応が必要ではないか。(他、同様の意見1件)</p>	<p>④ 平成25年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成にかかる規定が新たに設けられたところですが、現状として、災害時要援護者という名称の方が、県民の皆さんをはじめ多くの関係者にとっては、より浸透・定着しているのではないかと思います。</p> <p>そのため、本計画の上位計画である「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」においても、災害時要援護者を定義したうえで、その名称を用いることとしており、本計画でも同様としたいと考えています。</p> <p>なお、前述した法律に基づく名簿につきましては、本計画においても、「避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の整備促進」という行動項目において、取組を掲げているところです。</p>

(第1章 計画策定の背景～近年の災害事例と国・県の取組～)

	意見概要	対応
7	「台風の発生傾向」の記述について、「気象変動監視レポート2013(気象庁)」を参考としていただきたい。特に、「台風の巨大化」については、気象庁において観測されていない。	① ご紹介いただいたレポートを参考とするとともに、ご意見をふまえ、「台風の発生傾向」の副題を「巨大化する台風」から「強い勢力の台風が発生」に修正します。
8	「大雨の発生傾向」の記述について、「気象変動監視レポート2013(気象庁)」を参考としていただきたい。三重県内のアメダスによる観測回数は、台風等による変動が大きいことから変化傾向はないと推察される。	④ ご紹介いただいたレポートを参考として、短時間強雨発生回数のグラフに反映しました。 なお、ご意見のあった変化傾向については、台風等による年々の変動はあるものの、より現実感を持って、強い雨の発生状況を読者に伝えていくため、過去30年間で10年単位に分け、1年あたりの平均発生回数を県において独自に算出して示したものですので、ご理解をいただきますようお願いいたします。
9	「竜巻の発生状況」について、平成22年5月の竜巻発生確度ナウキャストの提供開始に伴い、竜巻注意情報の発表基準が変更されたことから、その前後の発表回数については、単純に比較することはできない。	① ご意見をふまえ、「全国の竜巻注意情報の発表回数」のグラフについて、注意書きを加筆するとともに、本文を一部修正しました。
10	行動計画の中で雪害も一部記載があるが、雪害は対策の対象としているのか。もし、対象としているならば重点的取組や行動項目の記載が必要ではないか。	② 雪の被害については、本県にも大きな影響があった平成26年2月の大雪に伴う生活支障について、第1章及び第2章で記載しています。 対策については、降雪に伴う孤立の発生という観点で、第5章の「重点的取組7」で触れるとともに、「孤立化を防止するための避難所等における整備促進」、「停電、断水、道路途絶等に備えるための個人備蓄の促進」等の行動項目を掲げています。

	意見概要	対応
11	伊勢湾台風のコラム記事について、写真の出典先を確認されたい。	⑤ 本写真については、「輪中の郷（桑名市）」から提供いただいたものを掲載しています。
12	被災市町の情報収集を行うため、県職員の市町への派遣をさらに充実していただきたい。	② ご意見については、平成26年台風第11号にかかる対応検証の中でも同様の意見が出されており、平成26年11月に公表した同検証結果の中で、「被害が予想される場合などの事前派遣も含めた具体的な運用については、今後とも各市町と調整のうえ対応する。」との旨、明記するとともに、本計画の第2章においても記載したところです。

（第5章 課題解決に向けた重点的取組）

	意見概要	対応
13	タイムラインは、各防災関係機関や住民が災害発生前から何をすべきかを把握し、行動することにより被害を軽減することを目的としている防災行動計画であり、有効なものとする。しかし、住民が避難行動を取れなければ意味がないため、「三重県版タイムライン」を策定する場合は、住民の行動について、重視したものとする必要がある。	③ タイムラインの検討においては、第5章に記載したとおり、まずは県災害対策本部による災害対応を中心として、「三重県版タイムライン（仮称）」の策定に取り組んでいくこととしていますが、その検討にあたっては、県民の皆さんの事前の備えや的確な避難行動につながるようなものとしていきたいと考えています。
14	県においてタイムラインを導入するにあたっては、事前に市町等と十分協議を行った上で進めていただきたい。	③ ご意見をふまえ、市町をはじめ関係機関との協議を十分に行いながら、検討を進めていきます。
15	三重県防災情報プラットフォームの構築にあたっては、県から消防庁への報告を目的として、システム構築を行うと、市町の災害対策本部の手間が増える（二重でのシステム管理等）。市町の意見を十分に反映させて、県・市町双方の手間を減らすことができるシステムを構築していただきたい。	③ ご意見をふまえ、三重県防災情報プラットフォームの構築にあたっては、二重にシステム入力を行わなくて済むよう、十分に意見交換をさせていただき、県と市町が共に利用できるシステムにしていきたいと考えています。

	意見概要	対応
16	「学校における児童生徒の安全確保」について、保育園、幼稚園もあわせて検討しないのか。	<p>③ 台風接近時の直前対策については、検討と試行を繰り返し、効果を確認しながら水平展開していく必要があることから、まずは、児童生徒の安全を確保するための対策検討から、取組に着手していきたいと考えています。</p> <p>ご意見については、今後、市町とも協議していく中での検討課題とさせていただきます。</p>
17	広域避難についての課題認識が十分でない。木曾三川を渡っての避難となるため、交通渋滞対策が必要であり、また、県境を越えて他県からの避難民の受け入れも視野に入れた対応が必要である。	<p>① 県境を越える調整が必要な部分については、「東海三県一市・木曾三川下流域等における防災対策連絡会議」において検討を進めていることから、ご意見をふまえ、第5章の「重点的取組1」にその旨の記述を加筆しました。</p>
18	風水害に対しては、「先を見越した対応をとるということが災害対応の主流になりつつあるのではないか。」との事例で、JR東海とJR西日本を挙げているが、いずれも賛否両論があるので、相応しくないと考える。	<p>④ 台風が接近した際、乗客の安全を考慮し、事前に運休告知を行う交通事業者の取組は、過去にも多くの事例があります。</p> <p>そうした中で、第5章で取り上げた事例は、これまでにない大規模な対応であったため、報道でも大きく取り上げられた旨を紹介したものです。</p> <p>先を見越し、減災につなげていく対応の一例として掲載したものですので、ご理解をいただきますようお願いします。</p> <p>なお、ご意見の趣旨をふまえ、「災害対応の主流になりつつある」との記載を、「災害対応において重視されてきている」との語句に修正しました。</p>
19 20	河川の水位情報の提供や浸水予測の取組をさらに進めていただきたい。(他、同様の意見1件)	<p>② 第5章の「重点的取組3」において、「迅速な避難に資する情報提供の推進（河川浸水想定区域図の作成、水位情報の提供）」という行動項目を掲げており、取組を進めていきます。</p>

	意見概要	対応
21	「垂直避難」についての周知を進めていく必要がある。	① ご意見をふまえ、「垂直避難」の考え方について、学識経験者に述べていただき、第5章の「重点的取組3」に、「有識者インタビュー」の記事を掲載しました。今後、本計画の周知を通じて、ご意見のあった周知についても進めていきます。
22	国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」で触れられている「洪水時家屋倒壊危険ゾーン」の設定について、浸水面積が大きい河川や、今後、浸水想定区域を設定する河川から、検討を行ってはどうか。洪水時に垂直避難を行ってもよいエリアを示すのに役立つと思われる。	③ ご指摘の「洪水時家屋倒壊危険ゾーン」については、平成26年3月に国が策定した「浸水想定区域図作成マニュアル（改訂版）」に設定方法が示されています。しかしながら、浸水想定を実施する際の基礎的な諸元である対象降雨の考え方等について、国が再検討を実施していることから、国土交通省をはじめ近隣県等においても、「洪水時家屋倒壊危険ゾーン」の設定が進んでいないのが現状です。ご意見をふまえ、今後とも国土交通省等との情報共有に努め、新たに浸水想定区域図を作成する場合は、改訂版マニュアルに基づき、「洪水時家屋倒壊危険ゾーン」を設定するほか、既に浸水想定区域図を作成済の河川について、見直しの必要性について検討していきます。
23	近年のゲリラ豪雨に対しての市街化区域の浸水対策や、内水ハザードマップについての記載について検討してはどうか。	④ 本計画では、紀伊半島大水害、平成26年8月豪雨等によりもたらされた災害事例の検証などをふまえ、課題整理や対策検討を行っています。そのことから、内水氾濫の取組については、第6章において、施策5「風水害に強いまちづくりの推進（水害・高潮対策）」を設け、「市町が取り組む内水ハザードマップの作成支援」、「道路冠水対策の推進」等の行動項目を掲げるとともに、第5章の「重点的取組3」では、河川洪水に備えた対策を取り上げ、浸水被害の軽減に取り組んでいきますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

	意見概要	対応
24 ・ 25	<p>本県は、伊勢湾台風で高潮による大きな被害を受けているが、高潮対策についての取組や今後の方針等の記載が少ないように思われる。また、高潮からの避難対策を推進するためには、高潮による浸水予測が必要であると思われる。海岸堤防の整備も重要であるが、どこまで避難すれば良いのかを示すため、高潮浸水予測図の作成を検討してはどうか。(他、同様の意見1件)</p>	<p>④ 高潮対策については、第5章の「重点的取組3」において海岸保全施設の整備を推進していくほか、「重点的取組1」では、国の「米国ハリケーン・サンディに関する国土交通省・防災関連学会合同調査団」による報告書において、巨大台風が引き起こす大規模災害について、特に対策をとることが必要とされた地域の一つに海拔ゼロメートル地帯に触れており、これらの取組を進めていくための行動計画を掲げています。</p> <p>なお、ご意見のあった高潮浸水予測に基づく避難対策につきまして、現在、本県の沿岸地域では、平成26年3月に公表した南海トラフ地震の津波浸水予測図を基に、地域・市町とともに避難体制の整備に力を入れているところですので、こちらを最優先の課題として取り組んでいきたいと考えています。</p>
26	<p>津市の防災行政無線について、話し方だけではなくチャイムからサイレンへの改善も行っている。</p>	<p>① ご意見をふまえ、第5章の「重点的取組5」の記述を加筆しました。</p>
27	<p>市町が事前に定めた避難にかかる判断の基準について、その基準を超過した場合、県から市町に対して避難勧告等の発令を促すことができないか。対応の遅れやミスを防ぐチェック機能になると考える。人的な管理が難しい場合には、三重県防災情報プラットフォームにアラート機能をつけることも検討していただきたい。(河川については県、国管理とも)</p>	<p>③ 避難にかかる判断については、現場の状況確認や今後の気象予測なども含めての総合的な判断が求められるものと考えます。</p> <p>三重県防災情報プラットフォームにアラート機能を設けることについては、数値基準が必要です。</p> <p>第5章の「重点的取組6」において、「今後は、毎年、出水期までに、『三重県市町等防災対策会議』を開催することとし、災害対応に向けての連絡体制の確認や情報共有等を図る。」旨、明記しているところであり、同会議等を通じて必要な情報交換を行っていきたいと考えています。</p>

(第6章 行動計画)

	意見概要	対応
28	<p>指標について、全体として母数があるものは%を示した方が分かりやすいのではないか。</p>	<p>④ 行動項目の目標については、毎年、進捗管理ができるよう、取組量や進捗率など可能な限り数値目標を掲げたところです。</p> <p>その際、%表示の目標設定では、計画期間中に数値変動が見込まれないような行動項目については、取組量を目標値（整備率ではなく整備延長）とするなどの配慮を行っていますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p>
29	<p>行動項目「市町が取り組む洪水ハザードマップの作成支援」の目標項目を「公表した市町数」としていることについて、市町は、河川管理者が作成した浸水想定区域図に基づき、ハザードマップを作成する必要がある。そのため、目標値の分母は、浸水想定区域図を作成した河川数にならないか。（国管理も含む）</p>	<p>④ ご意見のとおり、河川管理者が浸水想定区域図を作成し、市町はそれを基礎資料としてハザードマップを作成するという役割分担となっています。</p> <p>そのため、それぞれの取組の実施年度は、後者の取組が後年度となることが多く、ご意見の趣旨に沿った目標設定とした場合、同一年度における市町毎の取組の進捗状況を正しく捉えることが難しくなるのではないかと考えます。</p> <p>そこで、本計画では、洪水ハザードマップのほか、内水、土砂災害のハザードマップの作成支援にかかる目標項目は、「公表した市町数（累計）」として統一しているところですので、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p>
30	<p>上水道等のライフラインの確保について、下水道BCPの策定状況について触れることができないか。</p>	<p>④ ご意見のあった取組については、平成26年3月に公表した「三重県新地震・津波対策行動計画」の施策20「ライフライン・生活環境の復旧対策の推進」において、「下水道地震・津波BCP計画の策定」という行動項目を掲げているところです。同計画の推進を通じて、取組を進めていきますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p>

2 三重県地域防災計画（風水害等対策編）の見直しについて

1 地域防災計画の見直し作業の状況

「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」については、現在、平成27年3月の公表に向けた策定作業を進めています。

今回の見直しでは、以下の見直し方針に基づき、新たな対策を計画に加えます。

- ① 平成23年の紀伊半島大水害をはじめとする県内外で発生した近年の風水害等の事例から得られた教訓をもとに、台風発生等から発災までのリードタイムを活用した事前の減災対策の考え方を盛り込むとともに、将来の事前防災計画（三重県版タイムライン）の策定に向けた方針を示す。
- ② 近年頻発する局地的大雨や竜巻など、時間的余裕のない突発的な気象事象や、ひとたび県内で発生すると大きな社会的混乱を生じるおそれのある大雪など、特定の自然災害を対象とした減災対策に取り組む。
- ③ 風水害以外の事故等災害対策に、新たに原子力災害対策を加える。

また、地震・津波対策と風水害等対策とで共通する内容については、昨年度に見直しを行った三重県地域防災計画（地震・津波対策編）の内容を取り入れるなど、地震・津波対策編と風水害等対策編との整合を図ることとしています。

現在、この方針に沿って関係部局や市町、防災関係機関等とともに、修正作業を進めています。

2 地域防災計画の見直し概要

地域防災計画の見直しの概要は資料2（14頁）のとおりです。

資料2は、三重県地域防災計画（風水害等対策編）の内容を、各部、章ごとに概要としてまとめたものです。

- 「第1部 総則」では、従来の計画の目的・方針や計画関係者の責務等に加え、計画の見直し方針及びその背景となる三重県の地形的・社会的特質や、県内で発生した既往の風水害事例などの三重県が置かれている現状を新たに書き加えます。

- 「第2部 災害予防・減災対策」では、地域防災計画（地震・津波対策編）との整合を図り、各節ごとに「防災・減災重点目標」を定めるなど様式を改めるとともに、特に自助・共助による対策の強化や防災体制の整備に力点を置いて構成を見直しました。また、局地的大雨、竜巻、雪害等に対する予防対策を新たに記載します。
- 「第3部 台風接近時等の減災対策」は、現在実施すべき事前の防災・減災対策について記載する第1章から第3章に加え、これら現行の取組を充実・強化するための将来計画（＝三重県版タイムライン）の導入方針等について記載する第0章を特別に設けた構成とし、三重県がめざすタイムラインの考え方に基づく事前防災・減災対策の全体像を示します。
- 「第4部 発災直後の応急対策」では、従来の「第3章 災害応急対策計画」の内容のうち、災害が発生した直後に取り組むべき、緊急性の高い応急対策活動の内容や、局地的大雨、竜巻、雪害等による発災後の対策を盛り込みました。また、紀伊半島大水害など、近年の災害事例等での知見から得た対策を加えます。
- 「第5部 被災者支援・復旧対策」では、従来の「第3章 災害応急対策計画」の内容のうち、被災者支援に関する内容や被災後の復旧に関する内容、および従来の「第4章 災害復旧計画」の内容をもとに、対策を再構築します。
- 「第6部 事故等による災害対策」では、従来の計画の内容のうち、危険物施設等の重大事故や大規模火災・林野火災などの事故等対策を、自然災害とは別建てにしてまとめて記載するとともに、新たに原子力災害対策を加えます。

3 今後の進め方

関係部局や市町、防災関係機関等への意見照会等を通じて修正作業を進め、最終案については3月6日（金）の常任委員会でお示しすることとしています。

なお、災害対策基本法第40条の規定により、都道府県地域防災計画は、都道府県防災会議が作成し、必要に応じて修正をするものとされていることから、3月19日（木）に開催予定の三重県防災会議に本計画の修正案を審議事項として諮り、承認を受けた後、公表を行うこととしています。

第1部 総則

「第1部 総則」では、「第1章 計画の目的・方針」を明記するとともに、「第3章 三重県の特質及び既往の風水害等」を新設し、三重県の置かれた現状を示すなど、本計画で三重県のめざす風水害等対策のあり方を明らかにする。

第1章 計画の目的・方針

計画の目的

※ 従来どおり

この計画は、基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき、県防災会議が作成する計画であり、県の地域に係る災害対策を、各防災関係機関が総合的、計画的に推進し、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的とする。

計画の基本方針

※ 従来どおり

この計画は、防災機関の実施責任を明確にするるとともに、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については、各機関ごとに具体的な活動計画を別に定めることとする。
なお、各機関は、この計画の習熟に努め、併せて地域住民への周知を図るものとする。

計画の見直し方針

※ 新規追加

- ① 平成23年の紀伊半島大水害をはじめとする県内外で発生した近年の風水害等の事例から得られた教訓をもとに、**台風発生等から発災までのリードタイムを活用した事前の減災対策の考え方を盛り込むとともに、将来の事前防災計画(三重県版タイムライン)の策定に向けた方針を示す。**
- ② 近年頻発する**局地的大雨や竜巻など、時間的余裕のない突発的な気象事象や、ひとたび県内で発生すると大きな社会的混乱を生じるおそれのある大雪など、特定の自然災害を対象とした減災対策に取り組む。**
- ③ 風水害以外の事故等災害対策に、**新たに原子力災害対策を加える。**

想定する気象事象・事故等 (災害対策基本法に定める災害のうち、地震・津波以外のものを対象)

【気象事象】

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地滑りその他の異常な自然現象

【事故等】

大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故

第2章 計画関係者の責務等

※ 基本的に、地震・津波対策編とほぼ同様の見直し

(従来)

県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施責任及び役割

県民・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割を追加

1 県民

- (1) 県民は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、防災・減災対策を講じるよう努めるものとする。
- (2) 県民は、地域において、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、自らの地域は皆で守る共助の取組に努めるものとする。

2 自主防災組織

- (1) 自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努めるものとする。
- (2) 自主防災組織は、地域において地域住民等、県、市町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努めるものとする。

3 事業者

- (1) 事業者は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努めるものとする。
- (2) 事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、県、市町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

第3章 三重県の特質及び既往の風水害等

(従来)

なし

【新規追加】

三重県の地形的・気候的特質や県内で発生した既往の風水害事例等から、三重県が置かれている現状等を明らかにし、計画見直しの背景を示す

三重県地域防災計画(風水害等対策編)の見直しについて

第2部 災害予防・減災対策

「第2部 災害予防・減災対策」では、地域防災計画(地震・津波対策編)との整合を図り、各節ごとに「防災・減災重点目標」を定めるなど様式を改めるとともに、特に自助・共助による対策の強化や防災体制の整備に力点を置いて構成を見直す。

見直しの要点

【新たに追加した節】

【第1章 自助・共助を育む対策の推進】

- 第1節 「県民や地域の防災行動の促進」(「自助」「共助」による防災行動の促進)
- 第2節 「防災人材の育成・活用」(地域や企業、女性や若者等を対象とした防災人材の育成・活用)

【第3章 風水害に強い県土づくりの推進】

- 第1節 「水害・高潮被害予防対策の推進」(水害・高潮対策にかかる従来の内容からの刷新)
- 第3節 「農地・森林・漁村の防災対策の推進」(農地・森林・漁村の防災対策にかかる従来の内容からの刷新)

【第5章 防災体制の整備・強化】

- 第8節 「災害廃棄物処理計画の策定」(「三重県災害廃棄物処理計画(仮称)」の策定、災害廃棄物処理にかかる広域的な応援体制の整備、「市町災害廃棄物処理計画」の策定支援)

【第6章 特定自然災害への備え】

- 第1節 「局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための追加対策(突発的な気象事象や大雪に備えるための追加対策)」

地震・津波対策編同様、各節の第1項に防災・減災重点目標、第2項に「公助」「共助」「自助」別の対策項目を設置

主な災害予防・減災対策(案)

※ 基本的に、地震・津波対策編とほぼ同様の内容

第1章 自助・共助を育む対策の推進

- 風水害に関する防災啓発の推進(第1節「県民や地域の防災行動の促進」)
- 個人備蓄の促進(第1節「県民や地域の防災行動の促進」)
- 「みえ防災・減災センター」による防災人材等リソースの活用(第2節「防災人材の育成・活用」)
- 自主防災組織、消防団等の育成・活性化の促進(第3節「自主防災組織・消防団・水防団の活動支援及び活性化」)
- 災害時のボランティア受入体制の整備(第4節「ボランティア活動の促進」)
- 学校防災リーダーの養成、防災ノートを活用した防災教育の推進(第6節「児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進」)

第2章 安全な避難空間の確保

- 避難路、避難場所等の整備促進(第1節「避難対策等の推進」)
- 避難誘導・情報伝達体制の整備(第1節「避難対策等の推進」)
- 避難所運営マニュアル策定指針の活用促進(第1節「避難対策等の推進」)
- 災害時要援護者の避難支援体制整備(第1節「避難対策等の推進」)
- 観光客、帰宅困難者等対策(第1節「避難対策等の推進」)
- ペットの同行避難の体制整備(第1節「避難対策等の推進」)

第3章 風水害に強い県土づくりの推進

- 計画的な河川整備と河川のソフト対策の促進(第1節「水害・高潮被害予防対策の推進」)
- 海岸保全施設の老朽化・浸食対策の促進(第1節「水害・高潮被害予防対策の推進」)
- 避難判断情報提供体制整備(第1節「水害・高潮被害予防対策の推進」)
- 土砂災害情報等提供体制整備(第2節「地盤災害防止対策の推進」)
- 農地・森林・漁村の防災対策の推進(第3節「農地・森林・漁村の防災対策の推進」)

第4章 緊急輸送の確保

- 緊急輸送ネットワークの確保(第1節「輸送体制の整備」)
- 三重県トラック協会との協定による緊急輸送体制の確保(第1節「輸送体制の整備」)

第5章 防災体制の整備・強化

- 県災対本部機能等の整備・充実(第1節「災害対策機能の整備及び確保」)
- 地域における災害医療ネットワークの構築(第3節「医療・救護体制及び機能の確保」)
- 国・都道府県・市町・防災関係機関等との受援・応援体制の整備(第4節「受援・応援体制の整備」)
- 災害廃棄物の計画的な処理体制の整備(第8節「災害廃棄物処理体制の整備」)

第6章 特定自然災害への備え

- 局地的大雨対策・竜巻対策・雪害対策の推進(第1節「局地的大雨・竜巻・雪害等に備えるための追加対策」)

第2章 災害予防計画

第1節 防災思想・防災知識の普及計画

第1項 計画目標

- 県民が「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持つ。
- 災害に強い県土を支える人(県民、職員)をつくる。
- 被災に即した県民運動を展開し、防災風土の醸成を図る。

第2項 対策

■県が実施する対策

- 県民に対する普及計画(総務企画部、環境生活部、健康福祉部、防災対策部)**
県民が防災の正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事で配布するとともに、報道機関と協力してマスメディアを通じて災害予防、応急措置等知識の向上に努める。
また、防災知識の普及にあたっては、早期避難の重要性に対する県民の理解を図りつつ、特に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域で災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。さらに、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。
- 児童生徒等に対する普及計画(教育委員会)**
災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、各学校(園)においては地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。
- 職員に対する防災教育(防災対策部)**
県職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、防災教育の徹底を図る。
また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の事務マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。
- 個人備蓄の推進(総務企画部、環境生活部、防災対策部)**
災害発生に伴う水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸断等により飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態が想定されるため、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレ用ペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備等、個人において備蓄しておくよう、住民に広報していくものとする。
- 企業防災の促進(防災対策部)**
企業従業員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。
また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 県民や地域の防災対策の促進(防1)

第1項 防災・減災重点目標

- 【現状の状態】
多くの県民が、自宅や学校、勤務先等の周辺で風水害発生時にどのような状況になるのかの把握や、災害種別ごとの避難場所、家族間の連絡方法の確認、備蓄等が十分でない。
- 【この計画がめざす状態】
ほとんどの県民が、自宅等周辺の風水害時の様相や避難場所、家族間の連絡方法を把握しており、また、地域における避難計画づくりや避難訓練の実施に取り組んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	県民	(1) 風水害に関する情報の提供 (2) 防災関係機関等と連携した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施
	市町	(1) 市町の地域防災対策に関する普及・啓発事業への支援
市町	自治会等地域コミュニティ	(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施 (2) 風水害時避難計画づくりの促進
	住民	(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織	地域住民	(1) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力 (2) 風水害時避難計画づくりの推進及び避難訓練の実施
	防災活動に取り組むNPO等	(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築 (2) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力
県民を顧客として事業を展開している防災関係機関	県民	(1) 事業活動を通じた防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 (2) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
県民	(1) 自宅や通勤・通学先等の風水害時の様相把握 (2) 家族防災会議の開催 (3) “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

三重県地域防災計画(風水害等対策編)の見直しについて

第3部 台風接近時等の減災対策

「三重県災害対策本部運営要領」をベースにした、第1章から第3章に掲げる現在実施している対策に、「いつ(いつまでに)、誰が、何を」すべきかを系統的に整理した計画である「三重県版タイムライン(仮称)」を策定し、現在の地域防災計画の対策にタイムラインの視点に基づく新たな対策を重ねることとする。

現行の「災害応急対策計画」「災害復旧計画」の構成の見直し



第0章 防災・減災対策へのタイムラインの導入

第3部の構成

第3部は、現在実施すべき事前の防災・減災対策について記載する第1章から第3章に加え、それら現行の計画を充実・強化するための将来計画(=タイムライン)の導入について記載する第0章を特別に設けた構成としている。

【三重県がめざすタイムラインの考え方に基づく防災対策】

第3部に「第0章 タイムラインの考え方に基づく防災対策の導入」を設け、三重県が導入をめざす「三重県版タイムライン」の考え方について記載する。

1 三重県版タイムライン(仮称)策定・導入の目的

- ・ 台風や前線を伴う大雨については、数日前から規模や進路等が予測可能な場合が多いことから、各関係機関がこの期間を有効に活用し事前の準備対策を実施し、これを互いに共有することにより、発災時の迅速かつ効果的な災害対策活動、ひいては減災に大きく寄与することが期待される。
- ・ この事前の防災・減災活動を整理・共有するため、三重県版タイムライン(仮称)の策定・導入を進めることとする。

2 三重県版タイムライン(仮称)の取組主体

- ・ 三重県版タイムライン(仮称)の取組主体は、県災害対策本部及び県地方災害対策部の活動に関係する県庁部局および地域機関とする。

3 三重県版タイムライン(仮称)策定の進め方

- ・ 三重県版タイムライン(仮称)の策定を「三重県新風水害対策行動計画」の行動項目として位置づけ、平成27年度から県関係部局、市町、関係機関が参加する場を設けて、現在検討中の国土交通省や紀宝町のタイムライン等も参考にしながら検討を行い、「三重県新風水害対策行動計画」の計画期間中の策定をめざすこととする。

4 市町や防災関係機関の協力

- ・ タイムラインの策定・導入にあたっては、住民に対する情報提供、避難勧告等の発令などを担う市町や、気象台、公共交通機関事業者などの防災関係機関等との調整や協力が必要となることが想定されるため、これら市町・関係機関等に関係する事項については、適宜、意見交換等を行い、調整や協力を求めることとする。
- ・ 県全体の災害対応力の向上を図るためには、住民や企業、観光客等の避難にかかる直接的な権限を有し、より現場に近い立場で幅広い防災対策を担う市町が、各々の視点でタイムラインの考え方を取り入れた事前防災・減災対策を講じることが必要であり、このことは、様々なステークホルダーを有する各防災関係機関においても同様であることから、市町及び防災関係機関においては、三重県版タイムライン(仮称)検討への協力とともに、自らの組織・機関におけるタイムラインの策定や、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策の導入についての検討をする。

タイムラインについて

- タイムラインとは、米国に端を発して導入が進み、国内では、「発災前から関係機関が実施すべきことをあらかじめ時系列にプログラム化したもの」、「時間軸に沿った防災行動計画」等として訳され、紹介されている。
- 台風等の発生から被害に至るまでに可能な事前準備対策について、いつ、誰が、どのような防災行動を行うかについて、明確にするものである。
- 現在、国土交通省において導入に向けた検討が進められるとともに、三重県においては、紀宝町が同省の協力を得ながら試行に取り組んでいる。

三重県地域防災計画(風水害等対策編)の見直しについて

第3部 台風接近時等の減災対策(続き)

第0章 タイムラインの策定・導入に向けた検討方針

タイムライン策定・導入に向けた検討の進め方

- 三重県版タイムライン(仮称)の策定・導入に向けた検討を行うにあたっては、
 - ・既にある取組で、タイムラインの考え方に沿った取組ができていない対策項目
 - ・既にある取組であるが、対策の時間軸を広げ、タイムラインとして再構築する必要がある対策項目
 - ・タイムラインの考え方を取り入れ、新たに取組むべき対策項目という視点で整理・検討することで、タイムラインの策定に必要な対策項目を洗い出すこととする。
- 県が主体となるべき事前防災・減災対策と市町や防災関係機関が主体となるべき事前防災・減災対策という視点からも検討を行い、これらの検討結果をもとに三重県版タイムライン(仮称)に取り入れる対策項目を整理するとともに、市町や防災関係機関に協力を求める対策について整理する。
- 対策項目の洗い出しや整理・検討にあたっては、市町や防災関係機関の協力や参画を求め、各々の防災対策と三重県版タイムライン(仮称)との間に齟齬が生じることがないように努めるとともに、検討結果については、市町や防災関係機関がタイムラインの考え方を取り入れた対策の導入を検討する際の参考に供する

タイムライン策定に向けた検討(確認)項目の例

【第1章 災害対策本部機能の確保】

(第1節 準備・警戒体制の確保 関連項目)

- ①タイムライン適用判断・進捗管理
- (第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 関連項目)
 - ①台風・気象情報等の整理・分析
 - ②公共交通機関運行情報の把握及び広報

【第2章 避難誘導体制の確保】

(第1節 避難所の確保及び早期避難の促進 関連項目)

- ①早期避難支援体制
- ②広域避難実施体制
- ③避難所指定県有施設での避難所開設・運営方針
- (第2節 災害時要援護者の保護 関連項目)
 - ①災害時要援護者への情報伝達・早期避難支援体制
- (第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保 関連項目)
 - ①学校(園)における児童生徒等の事前の安全確保

【第3章 災害未然防止活動】

(第1節 公共施設の災害未然防止体制の確保 関連項目)

- ①県有施設における被害未然防止等対策
- ②施設利用者の避難対策等
- ③道路の要注意箇所・区域等の事前対策
- ④道路施設被災箇所確認・応急対策
- ⑤県管理下水道・水道・電気施設の要注意箇所等の事前対策
- ⑥県管理下水道・水道・電気施設被災箇所確認・応急対策
- ⑦県管理ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の事前対策
- ⑧施工中建設工事現場等での事前の安全確保対策
- (第2節 水防活動体制の確保 関連項目)
 - ①雨量計・水位計の動作状況の事前確認等
- (第3節 県民・企業等による安全確保 関連項目)
 - ①「防災みえ.jp」や「メール配信サービス」等を活用した災害関連情報の配信等

第1章～第3章に記載する主な対策(案)

第1章～第3章には、「三重県災害対策活動実施要領」をベースにした、現在実施すべき事前の防災・減災対策について記載する。

第1章 災害対策本部機能の確保

- 災害対策のための準備体制(第1節「準備・警戒体制の確保」)
- 県災対本部・地方部(警戒体制)の設置(第1節「準備・警戒体制の確保」)
- 気象情報・予報の収集・伝達(第2節「予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保」)
- 水防警報の発表・伝達(第2節「予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保」)
- 土砂災害警戒情報の発表・伝達(第2節「予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保」)
- 被害情報等の収集・とりまとめ(第2節「予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保」)
- 被害情報等の関係機関への情報提供等(第2節「予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保」)

第2章 避難誘導体制の確保

- 市町避難情報の収集・とりまとめ(第1節「避難所の確保及び早期避難の促進」)
- 市町に対する避難勧告等の判断支援(第1節「避難所の確保及び早期避難の促進」)
- 県有施設での避難所開設(第1節「避難所の確保及び早期避難の促進」)
- 災害時要援護者の避難状況の把握・受入調整等(第2節「災害時要援護者の保護」)
- 休校措置の実施(第3節「学校・園における児童生徒等の安全確保」)
- 児童生徒等の安全確保(第3節「学校・園における児童生徒等の安全確保」)
- 私立学校の管理者を対象とした対策(第3節「学校・園における児童生徒等の安全確保」)

第3章 災害未然防止活動

- 公共施設等の安全確保対策(第1節「公共施設等の災害未然防止体制の確保」)
- 被害情報の収集(第1節「公共施設等の災害未然防止体制の確保」)
- ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の操作(第1節「公共施設等の災害未然防止体制の確保」)
- 水防活動の実施(第2節「水防活動体制の確保」)
- 「防災みえ.jp」や「メール配信サービス」による災害情報等の提供・伝達(第3節「県民・企業等による安全確保」)
- 報道機関に対する避難・被害情報等の提供(第3節「県民・企業等による安全確保」)
- 災害情報共有システム(Lアラート)を活用した情報提供(第3節「県民・企業等による安全確保」)

三重県地域防災計画(風水害等対策編)の見直しについて

第4部 発災後の応急対策

「第4部 発災直後の応急対策」では、従来の「第3章 災害応急対策計画」の内容のうち、災害が発生した直後に取り組むべき、緊急性の高い応急対策活動の内容を記載する。また、紀伊半島大水害など、近年の災害事例等で得た知見から得た対策を加える。

見直しの要点

【新たに追加した節】

【第1章 災害対策本部活動の実施】

○第4節 「災害情報等の収集・伝達及び広報態勢の確保と運用」(災害発生時の情報収集・伝達・広報体制等)

【第4章 緊急避難対策】

○第2節 「災害時要援護者対策」(高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に対する避難支援等)

【第5章 特定自然災害対策】

○第1節 「局地的大雨・竜巻・雪害の対策」(局地的大雨や竜巻、大雪発生時の対策)

各節に主担当部隊を明記し、第1項に活動方針、第2項に活動開始時期を明記した対策項目を記載する

※ 第4部、第5部共通

主な発災後対策(案)

※ 基本的に、地震・津波対策編とほぼ同様の内容(第5章を除く)

第1章 災害対策本部活動の実施

- 災害対策統括部部隊編成による災害対策活動の実施(第1節「警戒体制・非常体制による災害対策本部活動」)
- 各関係機関ごとの通信手段、通信途絶時の代替手段の整理(第2節「通信機能の確保」)
- 緊急派遣チームによる情報収集体制の整備(第4節「災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」)
- 県内市町間の応援・受援体制の調整(第5節「県内市町間応援・受援体制の整備」)

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

- 緊急輸送道路の確保及び緊急交通路の指定(第1節「緊急の交通・輸送機能の確保」)
- 水防警報等の伝達、水防活動の実施(第2節「水防活動」)
- 公共施設、ライフライン施設等の応急対策、二次災害防止措置等の実施(第4節「公共施設被災時の応急対策」)
- ヘリコプターの応援要請、活動拠点確保(第5節「ヘリコプターの活用」)

第3章 救助・救急及び医療・救護活動

- 救助・救急及び消防活動の調整(第1節「救助・救急及び消防活動」)
- 活動拠点等の確保、重機・資機材の調達等(第1節「救助・救急及び消防活動」)
- 三重県保健医療計画に基づく災害医療活動内容の見直し(第2節「医療・救護活動」)

第4章 避難及び被災者支援等の活動

- 避難の指示等(第1節「避難の指示等及び避難場所・避難所の運営」)
- 地すべり等防止法に基づく知事の措置(第1節「避難の指示等及び避難場所・避難所の運営」)
- 水防法に基づく知事等の措置(第1節「避難の指示等及び避難場所・避難所の運営」)
- 放送事業者を活用した避難勧告・避難指示等の広報(第1節「避難の指示等及び避難場所・避難所の運営」)
- 防災メールを活用した避難勧告・避難指示等の広報(第1節「避難の指示等及び避難場所・避難所の運営」)
- 県有施設の避難所としての活用(第1節「避難の指示等及び避難場所・避難所の運営」)
- 船舶の避難所利用(第1節「避難の指示等及び避難場所・避難所の運営」)
- 災害時要援護者・施設等の被災状況の把握・受入調整等(第2節「災害時要援護者対策」)
- 災害時要援護者への応急対策情報等の提供(第2節「災害時要援護者対策」)
- 学校・園における児童生徒等の安全確保(第3節「学校・園等における児童生徒等の避難対策」)
- 学校・園の被害状況等の把握・情報提供(第3節「学校・園等における児童生徒等の避難対策」)
- 児童生徒等の下校又は保護継続の判断(第3節「学校・園等における児童生徒等の避難対策」)

第5章 特定自然災害対策

- 局地的大雨対策(第1節「局地的大雨・竜巻・雪害等の対策」)
- 竜巻等突風対策(第1節「局地的大雨・竜巻・雪害等の対策」)
- 雪害対策(第1節「局地的大雨・竜巻・雪害等の対策」)

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制

第1項 防災目標
○災害発生時に、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できる体制を構築する。

第2項 対策
■県が実施する対策

1 県の活動体制(防災対策部)

(1) 県災害対策本部
県災害対策本部は、県の地域に災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、基本法第23条の規定に基づき設置する特別の組織であり、その大綱は、三重県災害対策本部に関する条例(昭和37.10.13三重県条例第45条)、同施行規則(昭和38.3.3三重県規則第11号)の定めるところによるが、機構及び所掌事務の概要は、次のとおりである。

ア 設置
県災害対策本部は次の場合に設置する。
(ア) 県内に気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく暴風、暴風雪、大雨(雪)、高潮又は洪水警報が発せられたとき。
(イ) 県内に気象業務法に基づく波浪警報又は大雨、高潮若しくは洪水注意警報が発せられた場合において、知事が必要と認めるとき。
(ウ) その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で知事が必要と認めるとき。

イ 廃止
県の地域内に災害の拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したと本部長(知事)が認めるとき。

ウ 配属体制
本庁は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するため、次の基準による配属の体制を定める。
原地域機関も、この基準に準じて、それぞれの地域の特性、機関の規模及び任務に即した体制を整えるものとする。

(ア) 準備体制
県内に災害が発生又は予想される場合で、事態の推移に伴い速やかに県災害対策本部を設置するための前段階として「準備体制」を次の場合に配属するものとする。



第1章 災害対策本部活動の実施

第1節 災害対策活動の実施体制の確保(案)

【主担当部隊】：総括部隊(総括班、情報班、総務班、派遣班)

第1項 活動方針

- 県災害対策本部は災害情報の収集、災害応急対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う。
- 災害が発生し、被害の拡大が見込まれる場合は、全庁的に災害対応を最優先して実施するために、県災害対策本部の配属体制を増強し、災害対策活動にあたる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(案)	活動開始(準備)時期	重要な収集情報(収集先)
災害対策のための準備体制	防災対策部、地域防災総合事務所等	配備基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)
県災害対策本部(警成体制)の設置	総括部隊(総括班)	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)
地方部(警成体制)の設置	地方部(総括班)	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)
災害発生時の情報収集	総括部隊(情報班、派遣班)各部隊	【災害発生直後】 災害が発生次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等 (市町、各部隊)
災害応急対策実施方針の作成	総括部隊(総括班、総務班)各部隊	【災害発生後】 災害情報を確認次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等 (市町、各部隊)
災害派遣要請等の実施	総括部隊(派遣班)	【災害発生後】 災害対策実施方針を作成次第	・災害発生情報、被害情報等 (市町、各部隊)
災害対策活動の実施	各部隊	【災害発生後】 災害対策実施方針を作成し、各機関との調整ができ次第	・災害発生情報、被害情報等 (市町、各部隊)
災害対策活動体制の増強	総括部隊(総括班)各部隊	【災害発生後】 災害情報を確認次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等 (市町、各部隊)

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時間の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策
1 災害対策のための準備体制(防災対策部、地域防災総合事務所等)

三重県地域防災計画(風水害等対策編)の見直しについて

第5部 被災者支援・復旧対策

「第5部 被災者支援・復旧対策」では、従来の「第3章 災害応急対策計画」の内容のうち、被災者支援に関する内容や被災後の復旧に関する内容、および従来の「第4章 災害復旧計画」の内容をもとに、紀伊半島大水害など、近年の災害事例等で得た知見から得た対策を盛り込み、記載する。

見直しの要点

【新たに追加した節】

【第2章 避難者支援等の活動】

○第3節 「救援物資等の供給」(被災者への救援物資等供給体制等)

【第5章 復旧にかかる支援措置】

○第1節 「廃棄物対策活動」(災害廃棄物等の処理体制等)

主な被災者支援・復旧対策(案)

※ 基本的に、地震・津波対策編とほぼ同様の内容

第1章 災害対策本部活動体制の確保

- 災害対策本部継続の判断(第1節「災害対策本部の継続・廃止」)
- 国・他府県等への応援要員派遣要請(第2節「国・他府県からの応援受入れ」)
- 災害救助法の適用・運用(第1節「災害救助法の適用」)

第2章 避難者支援等の活動

- 長期滞在を見通した避難所運営計画の検討・調整(第1節「避難所の運営」)
- 県内外への広域避難受入要請(第1節「避難所の運営」)
- 救援物資等の調達・供給、燃料確保(第3節「救援物資等の供給」)
- 応急給水活動の実施(第4節「給水活動」)
- みえ災害ボランティアセンターの設置(第5節「ボランティア活動の支援」)
- 防疫活動・食品衛生監視・健康管理・ペット対策の実施(第6節「防疫・保健衛生活動」)
- 災害警備活動の実施(第7節「災害警備活動」)
- 検視場所・遺体安置所の調整(第8節「遺体の取り扱い」)

第3章 社会基盤施設等の復旧・保全

- 施設の復旧活動、災害復旧事業の実施(第1節「公共施設等の復旧・保全」)
- 農作物・畜産・森林・水産物被害軽減対策(第2節「農作物等の被害軽減対策」)
- 市町水道施設応急復旧活動への参加(第3節「ライフライン施設被災時の応急対策」)

第4章 復旧に向けた対策

- し尿・生活ごみ・災害がれき等の処理(第1節「廃棄物対策活動」)
- 応急仮設住宅等の確保(第2節「住宅の保全・確保」)
- 災害時の応急教育の実施判断、教職員の確保(第3節「文教等対策」)
- 三重県災害義援金募集推進委員会・配分委員会の設置(第4節「災害義援金等の受入・配分」)

第5章 復旧にかかる支援措置

- 激甚災害に係る財政支援措置等(第2節「災害復旧事業にかかる財政支援」)
- 中小企業・農林漁業復旧対策(第3節「中小企業・農林漁業復旧対策」)
- 被災者生活再建支援法に基づく支援金等の支給(第4節「被災者の生活再建に向けた支援」)

第6部 事故等による災害対策

「第6部 事故等による災害対策」では、従来の計画の内容のうち、危険物施設等の重大事故や大規模火災・林野火災などの事故等対策について、自然災害とは別建てにしてまとめて記載する。

見直しの要点

【事故等対策の部を新設】

従来の計画では、自然災害と同じ予防対策、発災後対策の章に、事故等対策が記載されていたが、新計画では事故等対策を自然災害から独立させ、第6部にまとめて記載する。

【原子力災害対策の新設】

新たに節を設け、近隣県に立地する原子力発電所において事故等が発生した場合の対策を、以下の項目により盛り込む。

【対策項目(案)】

- 1 災害情報の収集・伝達・広報
- 2 環境放射能モニタリングの実施
- 3 防護措置
- 4 放射性物質における環境汚染への対処
- 5 県外からの避難受入
- 6 風評被害等の軽減
- 7 心身の健康相談等の実施

主な事故等による災害対策(案)

第1章 重大事故等対策

- 危険物施設の予防及び事故発生時の緊急対策(第1節「危険物施設等の事故」)
- 高圧ガス施設の予防及び事故発生時の緊急対策(第1節「危険物施設等の事故」)
- 火薬類施設の予防及び事故発生時の緊急対策(第1節「危険物施設等の事故」)
- 毒劇物施設の予防及び事故発生時の緊急対策(第1節「危険物施設等の事故」)
- 放射性物質施設の事故発生時の緊急対策(第1節「危険物施設等の事故」)
- 航空機・列車・船舶事故等発生時の防災体制の整備及び突発的発生時の対応(第2節「航空機・列車・船舶事故等突発的災害への対策」)
- 原子力発電所における事故等発生時の災害応急対策(第3節「原子力災害対策」)

第2章 環境汚染事故等対策

- 流出油事故発生時の災害応急対策活動(第1節「流出油事故等への対策」)
- ばい煙発生施設、排水処理施設等に対する緊急防止措置の指示等(第2節「ばい煙施設、排水施設等の事故対策」)

第3章 火災対策

- 大規模火災発生時の災害応急対策、災害救助活動等(第1節「大規模火災の対策」)
- 林野火災発生時の災害応急対策(第2節「林野火災の対策」)

3 三重県石油コンビナート等防災計画の見直しについて

現在、見直しを進めています「三重県石油コンビナート等防災計画（以下「コンビナート防災計画」という。）」の概要について、次のとおり報告します。

1 コンビナート防災計画の主な修正について

- 現行の8章構成を見直し、「第1章総則」「第2章防災組織」「第3章災害想定」「第4章災害予防計画」「第5章災害応急対策計画」「第6章災害復旧計画」「第7章東海地震応急対策」とします。（資料3（29頁）参照）
- 東日本大震災や南海トラフ地震の県の被害想定調査を踏まえた「三重県石油コンビナート防災アセスメント調査結果（以下「防災アセスメント結果」という。）」を参考として災害想定を見直すとともに、災害予防計画や災害応急対策計画を修正します。
- 平成26年1月に発生した三菱マテリアル株式会社四日市工場の爆発火災事故をはじめ、最近の重大事故等を踏まえて、災害予防計画を修正します。

2 基本的な考え方

- 東日本大震災の発生や南海トラフ地震への懸念、人的被害を伴う重大事故が全国的に発生していることを踏まえ、「第1章総則」のうち「第1節 計画の目的」及び「第3節 基本方針」について次のとおり修正します。

【コンビナート防災計画本編 修正案】（抜粋）

第1章 総 則

第1節 計画の目的

石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）においては、大量の石油、高圧ガス、石油以外の危険物、指定可燃物（可燃性固体類、可燃性液体類）、毒物及び劇物等が種々の装置、設備、施設等において、貯蔵、取扱い、処理されているため、火災、爆発、漏洩若しくは流出その他の事故が発生するおそれがあります。

そこで、本県においては、特別防災区域に係るそれらの災害を未然に防止し、万一災害が発生した場合には拡大を防止することにより、県民の生命、身体及び財産を保護することを目的として石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。）第31条の規定に基づき、予防対策や応急活動等、防災関係機関及び特定事業者の果たすべき責務等を規定し、特別防災区域に係る総合的な防災・減災対策の基本とすべく、本計画を定め、必要に応じてその都度修正を重ねてきたところです。

そうした中、平成23年3月11日、東日本大震災が発生し、他県の特別防災区域では、地震、津波による甚大な被害が生じたことから、南海トラフ地震への脅威が高まるととも

に、特別防災区域における地震、津波による被害想定の見直しや、想定される災害に対する予防対策及び事業計画等の見直しの必要性が改めて浮き彫りになりました。

また、近年、特別防災区域において人的被害を伴う重大事故が全国的に発生していることから、特定事業所における取扱物質等の危険性の評価や教育訓練及び技術伝承の重要性が再確認されることとなりました。

本県では、これらの動向を背景に本計画を大幅に見直すこととし、このたび、加筆修正のうえ、公表することとしました。

平成 27 年 3 月

第3節 基本方針

この計画においては、本県の石油コンビナート地域の立地環境の特殊性を考慮し、特別防災区域に係る災害が周辺地域に重大な影響をおよぼすおそれがあることから、特定事業者をはじめ、防災関係機関はその果たすべき責務を十分認識し、次の基本方針に沿って防災体制の確立及び災害の予防並びに災害が発生した場合の応急対策に万全を期すものとする。

- 1 災害の防御にあたっては県民の安全対策を最優先する。
- 2 特別防災区域内に係る災害の態様、発生の可能性等について、防災関係機関等において共通の認識をもち、災害の予防及び応急対策の推進を図る。
- 3 災害防止に対する第一次的責任を有する特定事業者は、当該事業所における防災対策の強化と事業所相互間の協力体制を確立し、平素における従業員に対する教育訓練及び防災訓練を充実させることにより、災害の発生及び拡大の防止を図る。また、我が国の社会経済活動を機能不全に陥らせないよう燃料やエネルギー等の供給能力を最低限確保し、早期の復旧復興に貢献する。
- 4 防災関係機関等の業務及び役割を明確にするとともに、平素から防災関係機関等の相互の連携を図ることにより一体となった防災対策の推進を図る。

3 防災アセスメント結果の反映

(1) 災害想定の見直し

「第3章災害想定」については、防災アセスメント結果を反映させ、危険物タンク、高圧ガスタンク等潜在危険性のある施設について、平常時、地震時、津波時に係る災害想定に、防災アセスメント結果を反映させます。

<新たに判明した災害想定>

- ア 危険物タンクの「仕切堤火災」「防油堤火災」、高圧ガス貯槽の「中量流出爆発・火災」、毒性ガス貯槽の「少量流出毒性拡散」「中量流出毒性拡散」、毒物・劇物液体タンクの「全量流出毒性拡散」が発生する可能性があり、その場合にはコンビナート区域外に影響を及ぼす可能性があること。
- イ 津波の浸水により、危険物タンクが浮き上がり、移動（滑動）する可能性があること。
- ウ 発生危険度は非常に低いですが、事業所外へ大規模な影響を及ぼす災害（大規模災害）の災害拡大シナリオや必要な対応について、今後検討を進める必要があること。

(2) 地震防災対策の強化

発生危険度を低減するため施設の安全性強化対策や事業所の安全管理体制を強化していく必要があります。このため、特定事業所が①タンクや製造施設の耐震性の再評価及び耐震性向上対策の実施、②防災通路等防災活動上必要な施設の液状化調査及び対策の検討に取り組むよう修正します。

【コンビナート防災計画本編 修正案】(抜粋)

第4章 災害予防計画

第2節 自然災害予防計画

第1 地震・津波災害予防計画

1 特定事業者

特定事業者は、第3章において想定された災害の発生を防止するため、第1節に定めるものの他、次に掲げる措置を講ずるよう努める。

(1) 製造施設

製造施設については、法令等で定められた耐震性能を維持するとともに、想定される災害の発生を防止するための施設の耐震性の評価及び施設の耐震性を向上させるための必要な対策、並びに地盤の液状化に伴う施設への影響の評価及び対策を講じる。

また、災害が発生した場合の影響範囲及びとるべき対応等について、検討を行う。

(3) 防災施設等

特定防災施設等及び特定通路等の防災活動上重要な通路、緊急遮断施設、毒性物質の除害施設並びに水、電気及び不活性ガス等製造施設の運転制御や防災活動のために必要な資源を供給するための施設（防災施設等）について、地震、地震による

地盤の液状化及び津波による浸水等による防災施設等の機能低下の可能性について検討し、地盤の液状化対策、設備の二重化及び設置場所の検討を行う。

また、防災施設等に損傷等が生じた場合に備えて、応急措置又は代替措置により被害が発生する前と同程度の機能を速やかに回復することができるよう、機能回復のための計画を策定する。

(3) 津波浸水被害対策の追加

津波浸水図を基に、詳細な被害の様相を検討し浸水深や津波到達時間に応じた対策を検討していく必要があります。このため、特定事業者が①危険物タンクへの影響調査及び滑動防止対策の検討、②危険物タンクへの緊急遮断弁の設置の促進に取り組むよう修正します。

【コンビナート防災計画本編 修正案】(抜粋)

第4章 災害予防計画

第2節 自然災害予防計画

第1 地震・津波災害予防計画

1 特定事業者

特定事業者は、第3章において想定された災害の発生を防止するため、第1節に定めるものの他、次に掲げる措置を講ずるよう努める。

(4) 危険物タンク

危険物タンクについては、津波による浸水に伴う滑動の可能性について評価を行うとともに、滑動を生じさせない為のタンクの適正な液面管理、及び滑動が生じた場合における内容物の漏洩を防止するための緊急遮断弁の設置等、必要な措置を講じる。

(4) 大規模災害への対応し得る防災体制の整備

防災関係機関、特定事業者等が一体となって、災害の想定レベルに応じた防災・減災体制の検討を進めていく必要があります。このため、特定事業者が①事業所の態様に応じた大規模災害の検討、②大規模災害が発生した場合の影響範囲及び対応の検討、③関係機関の情報収集・集約を円滑化するため、発災事業所に現地連絡室を設置するなど体制の強化に取り組むよう修正します。

また、防災本部の体制強化として、現地連絡室に防災本部や市から職員を派遣し、現場の一次情報の共有を図ります。

【コンビナート防災計画本編 修正案】(抜粋)

第4章 災害予防計画

第3節 大規模災害予防計画

1 特定事業者

特定事業者は、取扱物質の種類、取扱量及び製造工程等事業所の態様に応じ、発生する可能性は非常に低いものの発生した場合には大きな影響を及ぼすおそれがある災害について、当該災害が発生した場合の影響範囲及び対応等について検討を行うとともに、その検討結果等について防災関係機関に提供する。

第5章 災害応急対策計画

第2節 通報及び情報の収集伝達計画

第2 災害情報の収集及び伝達

(3) 現地連絡室

特定事業所は、発生した災害の状況に応じ、災害の状況等に関する防災関係機関への円滑な情報提供及び災害への対応に関する防災関係機関との協議等を行うため、事業所内に防災関係機関が参集するための現地連絡室を設置するとともに、情報提供責任者を置く。また、現地連絡室を設置した場合は本部長に報告する。

本部長又は市長は、必要と認める場合は、特定事業所に対し現地連絡室の設置を求められることができる。

防災関係機関は必要に応じ現地連絡室へ職員を派遣するとともに、特定事業所における災害の状況等に関する情報等は現地連絡室を通じて収集を行う。

第13節 大規模災害応急対策計画

1 防災関係機関

本部長は現地本部を設置するとともに、県は応急対策のための必要な受援等について国の行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）及び他の都道府県との調整を行う。

本部長又は市長は大規模災害が発生した又は発生するおそれがある特定事業所に対し現地連絡室の設置を指示する。

4 重大事故の防止

(1) 重大事故の発生防止に向けた取組の強化

貯蔵・取扱いしている物質の性状、安全管理上の要件、当該施設の計測装置等の特性、緊急停止の要領、異常時の危険認識や対応手順等などの教育を実施し、安全確保においての基礎的な取組みを徹底していく必要があります。

このため、特定事業者が重大事故の発生防止のため、リスクアセスメントの実施

とその結果の作業標準等への反映について取り組むよう修正します。

また、特定事業者は教育・訓練の充実のため、①協力会社も含めた安全管理教育の徹底、②非定常作業に係る教育・訓練の実施、③技術伝承ができる教育体系の整備など、教育・訓練の充実に取り組むよう修正します。

【コンビナート防災計画本編 修正案】(抜粋)

第4章 災害予防計画

第1節 事故災害予防計画

1 特定事業者

特定事業者は、第3章において想定された災害の発生を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努める。

(1) 防災体制

法令に定められた規程類の整備及び保安管理体制を整備するとともに、事業所における取扱物質の種類、取扱量及び製造工程等事業所の態様に応じ、災害が発生した場合における事業所の防災体制の構築及び規程基準類を整備する。

(2) 設備管理

法令に定められた技術基準を遵守するとともに、定期的な設備の点検及び適切な維持管理を行うことにより、施設の健全性を維持する。事業所外に敷設されたパイプラインについては、腐食を防止するための施設の維持管理及び敷設状況に応じた点検等を実施する。

また、施設の設置又は変更を行う場合は、施設の設置又は変更に係る危険性の評価を実施し、その評価結果に基づき必要に応じ施設の構造等の変更について検討する。

なお、施設の設置又は変更にあたっては、適切な設備管理を実施するために蓄積された知見及び過去のトラブル事例等を考慮するものとする。

(3) 運転管理

法令に定められた技術上の基準を遵守するとともに、施設の運転管理のための手順書等に基づき、施設の安全な運転状態を維持する。

また、運転条件を変更する場合、施設の変更を行う場合及び取り扱う物質等に関する新たな知見等が得られた場合等における危険性の評価、並びに施設が正常な運転状態から逸脱した場合を想定した危険性の評価を実施し、その評価結果に基づき運転管理のための手順書等を整備するとともに、必要に応じ施設の変更等について検討する。

なお、運転管理のための手順書の整備にあたっては、適切な運転管理を実施するために蓄積された知見及び過去のトラブル事例等を考慮するものとする。

(7) 事務所等

防災活動の指揮命令を行うための事務所等及び製造施設の運転制御を行うための計器室等（事務所等）については、事業所における取扱物質の種類、取扱量及び製造工程等事業所の態様に応じ、災害発生時において事務所等が適切に機能することができるよう必要な措置を講じる。

また、災害発生時において事務所等が損傷又はその機能の低下が生ずることを想定し、その機能回復及び代替措置について検討を行う

第4節 教育訓練及び防災訓練計画

第1 教育訓練

特定事業者は従業員及び必要に応じ協力会社従業員等に対し、教育訓練を実施する。

防災関係機関は、講習会等により特定事業所の従業員及び必要に応じ協力会社従業員等に対する教育訓練を実施する。

1 特定事業者

(1) 特定事業者は、単独又は共同して計画的に従業員及び必要に応じ協力会社従業員等に対し、次に掲げる項目等に係る教育訓練体系の整備及びその実施を行う。

ア 従業員の経験年数等に応じた教育訓練

イ 施設の点検及び施設の安全な運転状態を維持する為の作業標準等に係る教育訓練

ウ 施設が正常な運転状態を逸脱した場合において行うべき運転操作等に関する教育訓練

エ 適切な設備管理及び運転管理を実施するために蓄積された知見並びに過去のトラブル事例等に係る教育訓練

オ 施設の維持管理のための工事、施設の変更のための工事及び施設内部の清掃作業並びに施設の運転開始作業及び運転停止作業等の非定常作業を行う場合における作業手順書等の教育訓練

カ 防災資機材の取扱いに関する教育訓練

キ 地震及び津波による浸水、その他異常な自然現象が発生した場合にとるべき行動に関する教育訓練

(2) 特定事業者は、従業員及び協力会社従業員等に対する教育訓練を実施した場合は、その結果等についての評価を実施し、教育訓練内容、設備管理及び運転管理並びに事業所の防災体制、防災施設等及び防災資機材の見直し等に反映する。

(2) 関係機関の連携強化

国、県、市等の関係機関は、事故発生時の対応や重大事故防止対策における連携をより一層強化していく必要があります。このため、防災関係機関の相互連携について明確化します。

【コンビナート防災計画本編 修正案】(抜粋)

第1章 総 則

第3節 基本方針

- 4 防災関係機関等の業務及び役割を明確にするとともに、平素から防災関係機関等の相互の連携を図ることにより一体となった防災対策の推進を図る。

5 災害復旧

(1) コンビナート施設の災害復旧

大規模災害の発生時においても、早期の復旧・復興が図れるよう、特定事業者は燃料やエネルギー等を供給していく必要があります。このため、特定事業者が、石油製品の供給施設に係る優先的復旧体制構築の促進に取り組むよう修正します。

【コンビナート防災計画本編 修正案】(抜粋)

第4章 災害予防計画

第2節 自然災害予防計画

1 特定事業者

(10) 施設の復旧計画

地震、地震による地盤の液状化及び津波による浸水等による施設の損傷並びにその機能が低下することを想定し、必要に応じて特定事業者間で協議を行い、あらかじめ復旧する施設の順位等について検討を行うとともに、特に石油製品等の社会活動に必要なエネルギーを供給するための施設については、優先的にその機能を回復させるための措置について検討を行う。

第6章 災害復旧計画

第3節 コンビナート施設等の災害復旧

特定事業者は、特に石油製品等の社会活動に必要なエネルギーを供給するための施設については、優先的にその機能を回復させるよう努める。

また、災害復旧に必要な資機材の確保に努めるほか、施設の復旧にあたっては、必要に応じて防災関係機関及び特定事業者間で協議を行い、復旧する施設の順位付け等を行うとともに、災害状況の検証を行い、災害に強い施設づくりに努める。

6 今後の対応

- (1) 今後、関係機関への意見照会等を通じて修正作業を進め、最終案については3月6日(金)の常任委員会でお示しすることとしています。
- (2) 3月19日(木)に開催予定の三重県石油コンビナート等防災本部員会議(三重県防災会議と合同開催)で承認された後、公表します。

コンビナート等防災計画見直しに係る構成新旧比較

石油コンビナート等防災計画の構成(旧)			石油コンビナート等防災計画の構成(新)				
第1章	総則	第1節	計画の目的	第1章	総則	第1節	計画の目的
		第2節	計画の性質			第2節	計画の性質
		第3節	基本方針			第3節	基本方針
		第4節	特別防災区域の範囲			第4節	特別防災区域の範囲
		第5節	特別防災区域の概況			第5節	特別防災区域の概況
		第6節	防災計画等の修正			第6節	防災計画等の修正
		第7節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱			第7節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
第2章	防災組織	第1節	防災本部	第2章	防災組織	第1節	防災本部
		第2節	現地本部			第2節	現地本部
		第3節	災害対策基本法に基づく災害対策本部との関係			第3節	防災関係機関
		第4節	防災関係機関の活動体制			第4節	特定事業所
		第5節	特定事業所の活動体制				
第3章	通報及び情報の収集伝達計画	第1節	連絡体制	第3章	災害想定	第1節	概要
		第2節	災害情報の収集及び伝達			第2節	対象施設と災害想定的手法
		第3節	地震・津波情報等の伝達			第3節	平常時の事故を対象とした評価
第4章	災害想定	第1節	想定される災害事象とアセスメントの手法	第4章	災害予防計画	第4節	地震動(短周期)による災害の評価
		第2節	平常時の災害想定			第5節	津波による災害の評価
		第3節	地震時の災害想定			第6節	大規模災害の評価
		第4節	災害事象の影響度			第1節	事故災害予防計画
		第5節	スロッシングによる施設被害の想定			第2節	自然災害予防計画
		第6節	津波による施設被害の想定			第3節	大規模災害予防計画
第5章	災害予防計画	第1節	事故災害予防計画	第5章	災害応急対策計画	第4節	教育訓練及び防災訓練計画
		第2節	自然災害予防計画			第5節	防災資機材等の整備強化計画
		第3節	教育訓練計画			第6節	通信設備整備強化計画
		第4節	防災資機材等の整備強化計画			第7節	緩衝地帯又は緑地の整備計画
		第5節	通信設備整備強化計画			第8節	航空機事故に関する予防計画
		第6節	緩衝地帯又は緑地の整備計画			第9節	防災に関する調査研究
		第7節	防災に関する調査研究			第1節	防災本部及び現地本部の活動体制
		第8節	航空機事故に関する予防計画			第2節	通報及び情報の収集伝達計画
第6章	東海地震に関する地震防災応急対策	第1節	事前の防災対策	第6章	災害復旧計画	第3節	事故災害応急対策計画
		第2節	各機関の実施すべき地震防災応急対策			第4節	自然災害応急対策計画
		第3節	警戒宣言等の情報伝達			第5節	救出応急対策計画
		第4節	保安対策			第6節	救急医療対策計画
		第5節	消防対策			第7節	防災資機材調達・輸送計画
		第6節	医療対策			第8節	避難誘導計画
		第7節	避難対策			第9節	応援要請計画
		第8節	交通対策			第10節	住民等に対する広報計画
		第9節	緊急輸送計画			第11節	交通規制対策計画
第7章	災害応急対策計画	第1節	事故災害応急対策計画	第7章	東海地震応急対策	第12節	自衛隊災害派遣要請計画
		第2節	自然災害応急対策計画			第13節	大規模災害応急計画
		第3節	救出応急対策計画			第1節	災害復旧の基本方針
		第4節	救急医療対策計画			第2節	公共施設等の災害復旧
		第5節	防災資機材調達・輸送計画			第3節	コンビナート施設等の災害復旧
		第6節	避難誘導計画			第1節	目的
		第7節	応援要請計画			第2節	事前の防災対策
		第8節	住民等に対する広報計画			第3節	各機関の実施すべき地震防災応急対策
		第9節	交通規制対策計画			第4節	警戒宣言等の情報伝達
		第10節	自衛隊災害派遣要請計画			第5節	保安対策
第8章	災害復旧計画	第1節	災害復旧の基本方針	第8章	災害復旧計画	第6節	消防対策
		第2節	公共施設等の災害復旧			第7節	医療対策
		第3節	コンビナート施設等の災害復旧			第8節	避難対策

第3章「通報及び情報の収集伝達計画」を削除し、新第5章「災害応急対策計画」に盛り込み

防災アセスメントで定量的評価が出来なかったため削除

旧第6章「東海地震に関する地震防災応急対策」を新第7章「東海地震応急対策」に移動

活動体制は新第5章第1節で

「大規模災害予防計画」を追加

旧第3章から盛り込み

「大規模災害応急計画」を追加

第1章 総則

第1節 計画の目的

石油コンビナート等特別防災区域について、総合的な防災・減災対策の推進を図り災害から県民の生命、身体及び財産を保護する。

第2節 計画の性質

関係機関が実施すべき防災業務と責任を明確にし、堅密な連絡調整を図るために必要な基本的事項を定めた総合的な計画

第3節 基本方針

- ・県民の安全対策を最優先
- ・災害の態様、可能性等の共通認識を持ち予防及び応急対策の推進
- ・特定事業者の防災対策の強化
- ・事業所相互間の協力体制の確立、教育・訓練等の充実、エネルギー等の供給能力の確保
- ・防災関係機関等の相互連携による一体となった防災対策の推進

第4節 特別防災区域の範囲(四日市臨海地区、尾鷲地区)

第5節 特別防災区域の概況(特定事業所 四日市臨海地区 34、尾鷲地区 1)

第6節 防災計画の修正(毎年検討を加え必要に応じて修正)

第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

第2章 防災組織

第1節 防災本部 (本部長(知事)、本部員(県、市、自衛隊、警察、消防機関、事業者等))

第2節 現地本部 (災害が発生し、又は発生する恐れがある場合設置 現地本部長(市長))

第3節 防災関係機関 (県、市等、警察、自衛隊、国の特定地方行政機関等)

第4節 特定事業所(自衛防災組織、共同防災組織、広域共同防災組織、特別防災区域協議会等)

第3章 災害想定

第1節 概要

石油コンビナートアセスメント調査結果(平成26年3月)を踏まえ、平常時及び地震発生時に発生する可能性のある災害事象について想定

第2節 対象施設と災害想定の手法

南海トラフ、内陸活断層による危険物タンク、高圧ガス貯槽等における災害事象、発生危険度等を評価

第3節 平常時の事故を対象とした評価

過去の事故発生状況を勘案し評価(高圧ガス貯槽の少量流出爆発・火災の発生危険度が高い)

第4節 地震時(短周期)による災害の評価

第5節 津波による災害の評価

第6節 大規模災害の評価

第4章 災害予防計画

第1節 事故災害予防計画

特定事業者の予防対策措置(防災体制、設備管理、危険物施設等の運転管理、毒性物質、防災施設の機能強化、非定常作業時等)

第2節 自然災害予防計画

特定事業者の予防対策措置(危険物施設等の耐震化、液状化対策、漂流物対策、防災施設の機能強化等)

第3節 大規模災害予防計画

大きな影響を及ぼすおそれがある災害事象の影響及び対応等についての検討

第4章 災害予防計画(左下からの続き)

第4節 教育訓練及び防災訓練計画

作業標準、防災資機材等の教育訓練、南海トラフ地震時の初動、応急対策訓練の実施

第5節 防災資機材等の整備強化計画(必要な防災資機材の適切な配置)

第6節 通信設備整備強化計画

専用通信手段の多様化、事務所間防災無線網の整備、従業員の招集手段の強化

第7節 緩衝地帯又は緑地の整備計画(四日市臨海地区 9か所、尾鷲地区 2か所)

第8節 航空機事故に関する予防計画

特別防災区域内での離発着や上空の飛行訓練等の禁止

第9節 防災に関する調査研究

災害想定に関する研究、火災・爆発・流出等に災害発生及び拡大の防止に関する研究

第5章 災害応急対策計画

第1節 防災本部及び現地本部の活動体制(災害発生時の活動体制)

第2節 通報及び情報の収集伝達計画

事故発生時の通報体制(通報基準・通報系統・連絡窓口)

災害情報等の収集伝達(被害情報の収集、現地連絡室の設置、通信手段の確保)

第3節 事故災害応急対策計画

火災・爆発応急対策、可燃性ガス・毒性物質の漏洩応急対策等

第4節 自然災害応急対策計画

地震・津波対策応急対策等

第5節 救出応急対策計画(人命救出活動)

第6節 救急医療対策計画(救急医療活動、救急医療搬送)

第7節 防災資機材調達・輸送計画(防災資機材の調達・輸送)

第8節 避難誘導計画

避難勧告及び指示(市、警察、海上保安部)、避難所の周知等

第9節 応援要請計画(他の特定事業者、市町村、県、自衛隊の派遣要請)

第10節 住民等に対する広報計画(災害発生時の的確かつ円滑な広報活動)

第11節 交通規制対策計画(救急搬送、防災資機材の輸送を円滑に実施)

第12節 自衛隊災害派遣要請計画(自衛隊の応援を必要とする場合の災害派遣要請)

第13節 大規模災害応急対策計画

大規模災害が発生又はおそれがある場合の応急対策(国及び他県との調整、現地連絡室設置等)

第6章 災害復旧計画

第1節 災害復旧の基本方針

災害により被災した施設に必要な措置を講じるとともに、災害復旧の効果発揮させる。

第2節 公共施設等の災害復旧

第3節 コンビナート施設等の災害復旧

第7章 東海地震応急対策

東海地震に対する注意情報、警戒宣言発令に伴い実施する対策等

第1節 目的 第2節 事前の防災対策 第3節 各機関の実施すべき地震防災応急対策

第4節 警戒宣言等の情報伝達 第5節 保安対策 第6節 消防対策 第7節 医療対策

第8節 避難対策 第9節 交通対策 第10節 緊急輸送計画